

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年11月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2100079 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2100010 号

## 第1 結論

昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 63 年 1 月に会社を退職した後、すぐに当時住んでいた自宅の近くにあった A 市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、請求期間当時、納付が遅れると延滞利息が付くので、送られてきた納付書により毎月、支所の窓口で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 1 月に会社を退職後、すぐに A 市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を、毎月、支所の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)における被保険者資格の取得(昭和 63 年 1 月 16 日)に係る処理は、昭和 63 年 8 月 25 日に行われており、直後の同年 8 月 29 日に同年 1 月から同年 3 月までの期間に係る過年度納付書を作成されていることが確認できることから、納付書作成時点において、当該期間は未納であったことがうかがえる。

また、上記のとおり、納付書が作成された昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、過年度による納付が可能であるが、請求者は、請求期間の保険料を遡ってまとめて納付したことはない旨陳述している上、請求者が納付したとする市役所の支所の窓口においては、制度上、過年度分の保険料を納付することはできない。

さらに、A 市から提出された請求者に係る国民年金システムの情報(A 市独自のオンラインデータ)は、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号と同じ番号で管理されており、同システムの情報においても、請求期間の記録は未納であり、国のオンライン記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。